

## 平成27年 新春 会員親睦・名刺交換会を開催しました！

1月14日(水)、新春会員親睦・名刺交歓会を開催しました。昨年同様、会場は国民宿舎マリンテラス芦屋で開催し、会員各位の親睦を深めていただくと同時に、名刺交換を通じて新たな人脈づくりやビジネスの情報交換をしていただきました。当日は、雨天にもかかわらず来賓の皆様も合わせて例年を上回る約100名以上の方にご参加いただき、大盛況のうちに終了いたしました。



芦屋町の 創業 補助金 が 200 万 に拡充されました！

「にこにこ商品券」発売決定！！  
20% プレミアム付

前回の会報誌でお知らせしました「芦屋町創業等促進支援事業補助金」の限度額が100万→200万に、「芦屋町空き店舗活用事業補助金」は5万→6万に拡充されました。先週3/20(金)に行われた芦屋町町議会にて正式に議決されました。この補助金は中小企業の新たな事業の創設や、商業振興等を目的に創設され、「創業したいけれど、自己資金が足りない」など、創業等をお考えの方にはお薦めの補助金です！

**① 芦屋町創業等促進支援事業補助金** (H29.3.31迄)

☆補助対象者  
 芦屋町内で、需要の増大や雇用の創出等を目的に創業(第二創業含む)を行う方

☆補助対象経費  
 改修等工事費、備品購入費など、創業等に係る **補助対象経費の2分の1(最大200万円)** を補助

☆対象業種  
 日本標準産業分類に規定する製造業、卸売業、小売業、飲食・サービス業及び生活関連サービス業  
 ※創業計画の実効性を確認するため、事前に商工会へ事業計画書の提出が必要となります。

**② 芦屋町空き店舗活用事業補助金** (H29.3.31迄)

☆補助対象者  
 芦屋町の商業地域の区域内で、新規に空き店舗を賃借して出店する個人又は法人

☆補助対象経費  
 空き店舗への出店月から24ヶ月以内の月々の家賃(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、駐車場その他これらに類する費用を除く)に対し、出店月から12月目までは補助対象経費の2分の1以内、13月目から24月目までは **3分の1以内(※最大月額6万円)** を補助

☆対象業種  
 日本標準産業分類に規定する卸売業、小売業、飲食・サービス業及び生活関連サービス業

上記内容は①、②の補助金の概要です。お申込みに際しては、その他必要事項の詳細が記載されている補助金交付要綱を事前にご確認いただく必要があります。お申込みを検討される方は、商工会(☎222-2111)までご連絡ください。

いつも大変好評をいただいている「芦屋町にこにこ商品券」を下記の日程で発売いたします。前回までは10%のプレミアムでしたが、今回はなんと **20%のプレミアム**がついています。この商品券は福岡県及び芦屋町の支援をいただき、町内事業所の活性化と消費拡大を目的として発行しています。会員事業所の皆様におかれましては、一人でも多くのお客様に商品券をご利用いただき、少しでも売上アップにつながるよう積極的なPRや販促活動を実施してくださいませようお願いします。



☆ 発売日時: **5/24(日) 午前9:30~13:30分まで**  
 (※5/25(月)以降は商工会で9時~16時の間で販売します。売切れの場合はご容赦ください)

☆ 販売場所: 芦屋町町民会館(仮)

☆ 発行金額: 総額4,000万円  
 (※一冊は10,000円(500円×24枚【12,000円分】))

☆ 購入限度額: 一名につき5冊(50,000円)まで

☆ 使用期限: H27.5/24(日)~H.27.10月中旬まで

☆ お問合せ先: 芦屋町商工会(☎222-2111) 担当: 武谷、平井まで

### ~新規会員事業所のご紹介~

去る2月10日(火)に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
BODIES 樺嶋 敬三	芦屋町芦屋 1022-1	自動車、 バイク修理
(株)中野自動車 中野 祐一	芦屋町山鹿 104-2	自動車修理
おりお総合法律事務所 尾崎 英弥	八幡西区南鷹見 15-10	弁護士
ふ〜やん 山本 一美	芦屋町高浜町 1-24	飲食業
森のおはな 志尾田 晃一	遠賀町島津 576-3	料理店

### ネットde記帳

日々の記帳および消費税計算でお悩みですか? 商工会推奨の「ネットde記帳」にお任せください。ネットde記帳は、商工会会員限定のインターネットでできる経理ソフトです。あなたのお悩みを楽々解決いたします! まずは商工会(☎222-2111)までお気軽にお問合せください。  
 (担当: 平井、畑江)

### 所得税・消費税の振り替えをお忘れなく!!

平成26年度分の所得税及び消費税の振替納付日が近づいております。振替納税をされる方は、指定口座の預金残高を事前に必ずご確認ください。(※納付期限を過ぎると延滞税が加算されますので、くれぐれもご注意ください)

- ◇ 所得税及び特別復興税 **4/20(月)**  
 (※所得税及び復興特別所得税の延納の届出を事前に出されている方の、延納分の振替日は、6/1(月)です。延納分については利子税がかかることがありますのでご注意ください)
- ◇ 消費税及び地方消費税 **4/23(木)**

## 総代会開催のお知らせ

今年度の第24回芦屋町商工会通常総代会は、5月15(金)と決定いたしましたのでお知らせ致します。総代の皆様におかれましては、業務ご多忙中とは存じますが、ご出席よろしくお願い致します。

- ◇開催日時：平成27年5月15日(金) 15時～
- ◇開催場所：芦屋町商工会館 2F大会議室

## 優良従業員表彰対象者ご推薦のお願い

商工会では、各事業所に永年勤務され、貢献された方の表彰を5月15日(金)の総代会にて行います。事業所の皆様におかれましては、下記の基準に該当される方のご推薦をお願いいたします。

◇表彰内容(※勤続年数はH27年5月31日を基準日として算出されてください)

- ①勤続年数 10年以上・・・『本会会長表彰』
- ②勤続年数 15年以上・・・『芦屋町町長表彰』
- ③勤続年数 20年以上・・・『福岡県商工会連合会会長表彰』
- ④勤続年数 30年以上・・・『全国商工会連合会会長表彰』

◇事業主負担金(※事業主と商工会双方で表彰いたしますので、お申込みの際に該当金額をご負担ください)

- ①勤続年数 10年以上・・・5,000円
- ②勤続年数 15年以上・・・7,500円
- ③、④勤続年数 20年以上・・・10,000円

◇お申込み期限 **平成27年4月6日(月)**

先行き不透明なこの時代...

## リタイア後の生活資金は万全ですか？

経営者のための退職金制度である『**小規模企業共済**』をご存じでしょうか？この共済は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、現役引退後も安心した生活設計が立てられる資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。また、確定申告の際には毎月1,000円～70,000円の間で**払い込んだ掛金の全額が、所得控除の対象となります**。ご加入を希望される方、詳しい制度内容をお知りになりたい方は、商工会(☎222-2111)までお問合せください。

確定申告書(事業主の方)

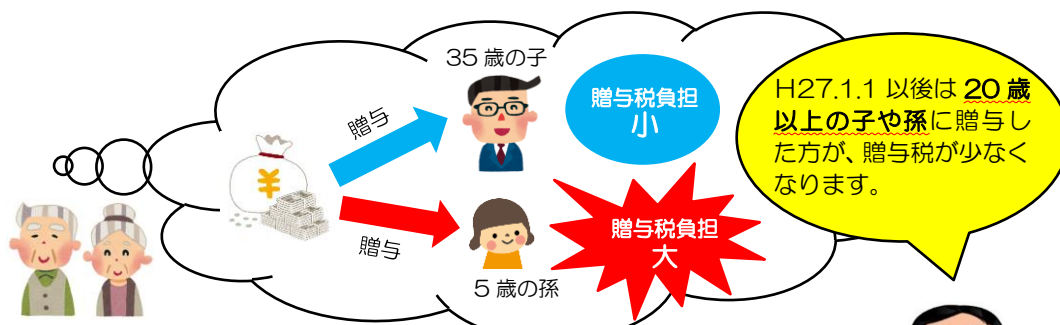
総合課税(10万円×12ヶ月)	8	
合計	8	4120810
雑損控除	10	
医療費控除	11	
社会保険料控除	12	3428000
小規模企業共済等掛金控除	13	3800000
生命保険料控除	14	5000000
地震保険料控除	15	
寄附金控除	16	

例えば、  
毎月3万円の掛金を払い込んだ場合・・・  
掛金金額36万円(3万×12ヶ月)  
課税所得金額400万であれば、

**109,500円の節税**になります!!

## 20歳以上の子や孫への贈与税が緩和されます!!

平成27年1月1日の贈与より、贈与税の最高税率が50%から55%に引き上げられましたが、20歳以上の子や孫に贈与する場合は、適用される贈与税率が引き下げられます。父母や祖父母が保有する資産を、現役世代である子や孫への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点からの緩和政策です。



【贈与税(暦年課税)の計算方法】

$$\text{その年の1/1～12/31迄の間に贈与により取得した財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万} \times \text{税率} = \text{贈与税額}$$

\*贈与税速算表

平成26年12月31日まで	平成27年1月1日以後					
	区分	税率	控除額	税率	控除額	税率
200万円以下の金額	10%	—	10%	—	10%	—
300万円	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円	20%	25万円			20%	25万円
600万円	30%	65万円	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円	40%	125万円			40%	125万円
1,500万円	50%	225万円	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円			45%	265万円	50%	250万円
4,500万円			50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超の金額	55%	640万円				

## ～税理士による税の無料相談会開催のお知らせ～

確定申告も終わり、ホッと一息つかれているところかと思えます。申告前は忙しくて聞けなかった税金に関するお悩みを、税のスペシャリストである税理士の先生にご相談されてみませんか？相談は**無料**です。お申し込みは、事前に商工会までお電話でお申込みください。

◇日時：**3月25日(水)**  
**4月6日(月)、15日(水)、24日(金)**

※時間は、いずれも10時～16時の時間帯です。

◇講師：芦屋町商工会専任税理士  
堀江 祐治先生

お気軽にお申込みください

(担当：平井、畑江)

## 3～4月商工会行事

3/25(水)	19:00～	理事会
4/6(月)	10:00～16:00	税務相談日
4/14(火)	16:00～	税務相談日
4/16(木)	15:00～	第2回監査会
4/15(水)	10:00～16:00	第1回正副会長会議
4/23(木)	15:00～	税務相談日
4/27(月)	10:00～16:00	第1回理事会

あなたも家族もまるごと守る! 贈れる補償の  
**商工会の福祉共済**  
全国商工会会員福祉共済

10万人以上の人が  
ご参加されています

- 「けが」の補償
- 「病気」の補償
- トータル「かん」補償 シンプル「かん」補償
- 「生命」の保障

お問合せは芦屋町商工会  
(☎222-2111)まで

マリネラス入浴券で  
販促活動  
しませんか？

マリネラス芦屋の入浴半額券(300円)を商工会にて無料で差し上げています。ぜひ販促活動としてお使いください!

見本

## 適正飲酒量をご存じですか？

「お花見シーズン到来!」ということもあり、何かとアルコールを飲む機会が多くなる季節がやってきました。アルコールは、限度を超えると健康や仕事に深刻な影響を与えるだけでなく、飲酒運転などの不祥事の発生の一因となります。「お酒を飲みすぎると体に悪い」ということは誰もが知っていますが、かといってアルコールは仕事や友人達との付き合いなどで利用されることが多く、すべての人を禁酒させるのは現実的ではありません。そのため、「適度な飲酒を心がけましょう」とよく言われます。でも、この「適度」ってどのくらいの量を指すのでしょうか？

厚生労働省が示す指標では、  
適正飲酒量は**1日2ドリンク**  
高齢者と女性は**1日1ドリンク**

※2ドリンクに相当する酒量一覧表

酒の種類	ビール	清酒	ウイスキー	焼酎	ワイン
酒の量	500ml	180ml	60ml	90ml	240ml
アルコール度数	5%	15%	43%	25%	12%
純アルコール	20g	22g	20g	18g	24g

(例) 2ドリンク = 缶酎ハイ(350ml) = 日本酒1合(180ml) = ビール(500ml)

## ～月刊「商工会」誌購読のご案内～

月刊「商工会」誌は、全国商工会連合会の機関誌として、全国100万人会員事業者、商工会、都道府県商工会連合会、関係省庁、都道府県、市町村、関係団体等を対象に発行されています。商工会事業の円滑な推進並びに商工会地域の活性化を達成するための各種情報を独自の視点に立った特集と分かり易さを重視した編集方針で提供しております。

☆発行日：毎月25日 ※お申込みは☎222-2111まで!  
☆購読価格：一般会員、青年・女性部員 **¥100/月(税込)**

